

熊本県議会史 第十卷 ◎ 目次

『第十卷』の発刊にあたって	熊本県議会議長	高野 洋介	一
---------------	---------	-------	---

凡例	一五
----	----

総説	一九
----	----

第一章 地方自治	二〇
----------	----

第1節 はじめに	二〇
第2節 世界不況と日本経済の低迷そして社会不安	二一
第3節 選挙・地方自治、人口減少、少子高齢化そして年金問題	二三
第4節 ハンセン病問題と水俣病問題――近代日本の負の遺産とその克服――	二八
第5節 自然災害、地球温暖化そして食の安全	三一
第6節 新たなサービス―インターネット・スマートフォン、百貨店とコンビニ―	三三

第二章 政治と政党	三六
-----------	----

第1節 国外情勢と国内課題への政治対応	三六
1 激動の中東アジア情勢と政治判断	三六
2 政治主導の構造改革の急進	四〇
第2節 政党の離合集散と連立政権の新局面	四三
第3節 小泉政権の政策と政局	四七
第4節 揺れる自公連立政権と野党四党の攻勢	五〇

第三章	産業経済	緩やかな景気拡大からリーマンショックへ	六一
第1節	概観		六一
1	日本経済の動向		六一
2	県経済の概況		六二
3	熊本県の総合計画		六四
第2節	熊本県の産業		六七
1	熊本の工業		六七
2	熊本の農業		七六
3	流通業		八二
4	観光業		八七
第3節	九州新幹線鹿児島ルート建設と開業		八九
第四章	教育と文化		九三
	1	安倍政権とねじれ国会の始まり	五〇
	2	福田政権とねじれ国会	五二
	第5節	麻生政権と民主党政権	五五
	1	麻生政権と低迷した内閣支持率	五五
	2	政権交代と民主党政権の混迷	五七

第1節	国の教育施策	九三
1	日本社会の構造変化に伴う諸課題と教育	九三
2	教育改革の方向と推進	九四
3	教育組織と教育の改革	九七
4	新しい教育理念と教育計画の策定	一〇〇
第2節	県の施策	一〇二
1	県総合計画における教育・文化の位置づけ	一〇二
2	高校入試改革	一〇四
3	高校の新設・再編	一〇五
第3節	文化行政の展開	一一一
1	文化行政の新局面	一一一
2	文化施設	一一四
3	文化財	一一九
4	文化・スポーツ活動	一二五
5	国際交流	一二六
6	顕彰・表彰	一二七
第五章	県政の動向	一二八
I	ハンセン病に関すること	一二八

II 川辺川ダム建設に関すること

第1節	ハンセン病と近代日本	一二八
1	ハンセン病とは	一二八
2	近代日本におけるハンセン病政策	一二九
第2節	ハンセン病と熊本（明治期から昭和期）	一三〇
1	待労院の開設	一三〇
2	本妙寺事件（一九四〇）	一三〇
3	菊池事件（一九五一～一九六二）	一三二
4	黒髪校事件（一九五三～一九五五）	一三四
第3節	ハンセン病国家賠償請求（一九九八～二〇〇二）	一三六
第1節	はじめに	一四二
第2節	福島県政までの動き	一四二
第3節	漁業補償の問題	一四四
第4節	土地改良事業と利水訴訟	一四七
第5節	住民討論集会と流域市町村の変化	一五〇
1	住民討論集会	一五〇
2	流域市町村の変化	一五二
第6節	蒲島知事の意見表明	一五三
第7節	おわりに	一五六

Ⅲ 水俣病に関すること……………一五七

第1節 差別等事例……………一五七

第2節 裁判……………一六〇

1 民事訴訟……………一六〇

2 行政訴訟……………一六一

第3節 被害者救済とチッソ支援……………一六二

1 水俣病被害者の救済……………一六二

2 チッソの支援措置……………一六六

第4節 教訓……………一六八

1 水俣病犠牲者慰霊式……………一六八

2 教訓の発信……………一六九

Ⅳ 有明海・八代海再生に関すること……………一七三

第1節 有明海環境保全をめぐる動き……………一七三

1 国営諫早湾干拓事業の経緯と経過……………一七三

2 漁民運動の展開と国の対応……………一七五

3 諫早湾干拓関係訴訟……………一七七

第2節 八代海赤潮被害をめぐる動き……………一八一

第3節 有明海・八代海特別措置法の制定と豊饒の海再生への運動展開……………一八二

1 豊饒の海再生に向けた取り組み……………一八二

各説

2	有明海・八代海特別措置法の制定と県計画の策定	一八三
3	熊本県議会の特別委員会設置と各種専門委員会の評価と検討	一八四
4	有明海や八代海等の再生に向けて	一八七

第一章	平成一一年度から平成一四年度	一九一
概観		一九二
第1節	平成11年4月県議会議員改選	二一一
第2節	平成11年5月臨時県議会	二一九
第3節	平成11年6月定例県議会	二二四
第4節	平成11年9月定例県議会	二五六
第5節	平成11年12月定例県議会	二八八
第6節	平成12年2月定例県議会	三一八
第7節	平成12年5月臨時県議会	三三九
第8節	平成12年6月定例県議会	三四二
第9節	平成12年9月定例県議会	三七七
第10節	平成12年12月定例県議会	四一三
第11節	平成13年2月定例県議会	四四〇
第12節	平成13年6月定例県議会	四八三

第13節	平成13年9月定例県議会	五〇七
第14節	平成13年12月定例県議会	五三七
第15節	平成14年2月定例県議会	五六四
第16節	平成14年6月定例県議会	六〇六
第17節	平成14年9月定例県議会	六三三
第18節	平成14年12月定例県議会	六六七
第19節	平成15年2月定例県議会	六九三
第二章	平成一五年度から平成一八年度	七三三
概観		七三四
第1節	平成15年4月県議会議員改選	七五三
第2節	平成15年5月臨時県議会	七五九
第3節	平成15年6月定例県議会	七六三
第4節	平成15年9月定例県議会	七九九
第5節	平成15年11月定例県議会	八四六
第6節	平成16年2月定例県議会	八七五
第7節	平成16年4月臨時県議会	九一五
第8節	平成16年6月定例県議会	九一九
第9節	平成16年9月定例県議会	九六二

第10節	平成16年12月定例県議会	九九三
第11節	平成17年2月臨時県議会	一〇二六
第12節	平成17年2月定例県議会	一〇二八
第13節	平成17年6月定例県議会	一〇八三
第14節	平成17年9月定例県議会	一一一九
第15節	平成17年11月定例県議会	一一六二
第16節	平成18年2月定例県議会	一二〇〇
第17節	平成18年4月臨時県議会	一二六五
第18節	平成18年6月定例県議会	一二六八
第19節	平成18年9月定例県議会	一二九六
第20節	平成18年11月定例県議会	一三三四
第21節	平成19年2月定例県議会	一三六二
第三章	平成一九年度から平成二二年度	一四一九
概観		一四二〇
第1節	平成19年4月県議会議員改選	一四三〇
第2節	平成19年5月臨時県議会	一四三八
第3節	平成19年6月定例県議会	一四四二
第4節	平成19年9月定例県議会	一四六八

第5節	平成19年12月定例県議会	一五〇六
第6節	平成20年2月定例県議会	一五三九
第7節	平成20年4月臨時県議会	一五八〇
第8節	平成20年6月定例県議会	一五八五
第9節	平成20年9月定例県議会	一六二三
第10節	平成20年12月定例県議会	一六六〇
第11節	平成21年2月定例県議会	一六九三
第12節	平成21年5月臨時県議会	一七四九
第13節	平成21年6月定例県議会	一七五三
第14節	平成21年9月定例県議会	一七九五
第15節	平成21年11月定例県議会	一八四五
第16節	平成22年2月定例県議会	一八七六
第17節	平成22年6月定例県議会	一九四二
第18節	平成22年9月臨時県議会	一九七九
第19節	平成22年9月定例県議会	一九八三
第20節	平成22年11月臨時県議会	二〇三五
第21節	平成22年11月定例県議会	二〇三七
第22節	平成23年2月定例県議会	二〇八一

あとがき

二一四〇

凡例

一、『熊本県議会史』第十巻は、平成一一（一九九九）年四月から平成二三（二〇一一）年四月までの一二年間の県議会の足跡を収めた。

一、本巻は、第九巻第十編に続く第十一編とし、本編の『熊本県議会史第十巻』と別冊『同資料編』からなり、本編では熊本県議会の活動を中心に本県の諸情勢、県政の動きについて記述した。別冊資料編には予算・決算議案（一般会計・特別会計・公営企業会計）に係る会計表や議員提出議案・委員会提出議案、年表等を掲載した。さらに、本編・資料編の内容をDVDに収めて添付し、県議会ホームページにも掲載した。

一、本編の構成は既刊の『熊本県議会史』と同様に総説と各説に分けた。総説では一二年間の動きを地方自治、政治と政党、産業経済、教育と文化、県政の動向（ハンセン病、川辺川ダム建設、水俣病、有明海・八代海）の五章に分け、各執筆員が記述した。

一、各説は、議員任期の四年で区切って、この間の全国・県内の動向、事件・災害・社会問題等を概観として各章の冒頭に配置し、その後に県議会議員選挙に伴う各種データ、続けて各年度の定例会・臨時会の会議内容の要約を載せた。

一、定例会と臨時会の内容は「第一項 要旨」「第二項 議事梗概」

概」「第三項 重要議案の審議」「第四項 請願」に分けて記述した。

一、正副議長及び役員欄には、正副議長の就任・辞職、各委員会委員長の就任・辞任を載せた。

一、議員の異動欄には辞職、辞任、所属党派の変更等を載せた。補欠選挙による当選者および所属委員会も本欄に載せた。第一項の議員の氏名表記は五文字取りとし、氏名が四文字以下であれば、姓と名の間に一文字分の空白（スペース）を設けた。各常任委員会、各特別委員会の委員名の上にある◎は委員長、○は副委員長を表す。

一、各年度の最初の定例会には県執行部の氏名と役職を載せ、そのほかの定例会には異動した者のみを掲載した。前議会から異動がない場合は、「前議会と同じ」とした。県執行部の氏名は、議員名の表記法に準じた。

一、「第二項 議事梗概」では、本県議会の日程と動向、付議案件（知事提出議案、決算認定議案、議員提出議案、委員会提出議案）、知事の提案理由説明、代表質問・一般質問及び答弁の要点においては、各議会の『会議録』をもとに要点をまとめ、とくに一般質問においては、テーマ別に編集した。「第三項 重要議案の審議」においては、特別委員会における審議、常任委員会における審議・予算関係議案、決算認定議案、条例等議案に分け、審議内容を要約し、議員提出議案・委員会提出議案（質疑または討論があったもの）を記述した。「第四項 請願」は採択された案件のみを

載せた。

一、付議案件の決算認定議案の表はすべて継続審査事件で、上程時の議案番号を引き継いでいる。

一、各議員の氏名は、本県議会に届け出た漢字に拠る。各会派名は、それぞれ届け出の名称および略称を用いた。

一、同姓の者があるときは、名前の最初の一字を附加し、区別した。

一、一般質問は県政や農業、土木、福祉、教育などテーマごとにまとめ、一問一答形式に編集しているため、議会開催時の時系列になっていない。したがって、『会議録』にある実際の質問順とは異なる。

一、省庁、行政機関、市町村、学校、部署・役職などの名称や用語は、各定例会・臨時会が開催された当時の呼称をそのまま用い、原則現在の名称を付記していない。今日では行政としては使用しない用語についても、時代相を伝えるためにそのまま使用した。

第十一編